

社会教育委員制度について（報告）抜粋

社会教育委員及び同委員の会議の活性化について（平成 4.5.27 社会教育分科審議会）

3 社会教育委員及び同委員の会議の職務について

- (1) 社会教育委員は、合議体すなわち社会教育委員の会議として職務を行う場合と、個々の委員として職務を行う場合とがあるが、一般に、社会教育に関する諸計画の立案、教育員会に対する答申・建議等は社会教育委員の会議により行われ、青少年教育に関する指導・助言については個々の委員に委嘱されて行われる。
- (2) 社会教育委員の会議の活動状況を見ると、地域における生涯学習・社会教育の振興方策等について提言を行っている例なども相当数あるものの、社会教育団体への補助金交付等に関する定例的な案件が多い実態にある。しかし、地域における社会教育の諸課題は数多くあるので、社会教育委員の会議においては、社会教育に関する諸計画の立案、答申・建議等を行うなど、社会教育の短・中期的な課題はもとより、長期的な課題にも積極的に取り組んでいくことが望まれる。
- (3) 社会教育委員及び同委員の会議は、社会教育に関する諸計画の立案等を行うために必要な研究調査を行うこととされているが、この研究調査機能を充実して、地域住民がどのような学習機会を求めているかを的確に把握するとともに、必要な学習条件等について研究調査を行い、それを社会教育行政に反映させていくことが重要である。

このような観点から、社会教育委員による地域における諸施設・諸活動の視察、社会教育委員の会議として、社会教育に関する地域住民の意識調査の実施、地域懇談会の開催、モニターの活用等広聴活動を活発化する必要がある。

また、広報誌等を利用して、社会教育の行政施策等を地域住民に周知するなど広報活動の充実を図ることにより、社会教育行政を地域住民に身近なものとする必要である。

- (4) 市町村の社会教育委員は、指導・助言機能が与えられているが、これは、地域における青少年の健全育成が社会教育上極めて重要であり、また、社会教育主事の不足を補う現実の要請もあったことによる。・・・(途中省略)・・・。今後、社会教育委員においては、青少年教育に関して、青少年団体、PTA等の社会教育関係団体の育成、団体活動の促進、指導者の養成等に一層積極的に取り組んでいくことが期待される。

4 組織について

社会教育委員の選任に当たっては、社会教育に関心と熱意を有する社会教育委員にふさわしい人材の確保に努める必要がある。その際、社会教育委員の構成については、比較的年齢の若い人や女性の登用に留意するとともに、・・・広く各分野から選任すべきである。

6 研修について

- (2) 市町村域を超えた社会教育委員の研究協議の場としては、社団法人全国社会教育委員連合や都道府県社会教育委員連絡協議会が研究会を開催し、各地の社会教育活動現状や課題等について意見交換を行い、成果をあげており、今後とも活発な活動が期待される。